

別添資料

令和7年(2025年)度 第3回 定例役員会 2025年3月1日(土)

<報告事項> 公民館費の徴収について

公民館費の年額は、持家9,600円、借家7,200円で徴収している。
原則1年分を年度当初に徴収することとしているが、前後期に分けて納入することも可能である。

なお、途中の転入については6か月単位で徴収することとし、途中の転出については徴収分は返還しないこととする。

なお、不明な案件については、執行部に相談のこと。

【徴収根拠】 福庭自治公民館 運用規定

第7条 公民館館費は次のとおりとする。

持ち家	9,600円/年	借家	7,200円/年
-----	----------	----	----------